

# 介護予防・日常生活支援総合事業

## 第1号通所事業サービスA(緩和型) 契約書兼重要事項説明書

社会福祉法人与謝郡福祉会

岩滝あじさい苑 ひより

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです

### 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 与謝郡福祉会
主たる事務所の所在地	〒629-2403 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番7
代表者(職名・氏名)	理事長 四宮 功雄
設立年月日	平成7年3月10日
電話番号	0772-44-0015

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	岩滝あじさい苑 ひより	
サービスの種類	一般介護予防事業	
事業所の所在地	〒629-2262 京都府与謝郡与謝野町岩滝98番地1	
電話番号	0772-46-5339	
指定年月日・事業所番号	平成29年9月1日指定	指定与謝野町 2692000090
利用定員	定員10人	
通常の事業の実施地域	与謝野町 基本岩滝地域	
関連施設名称	高齢者総合福祉施設 岩滝あじさい苑	
事業所の所在地	〒629-2263 京都府与謝郡与謝野町弓木13番地の6	
電話番号	0772-46-5761(代)	
指定年月日・事業所番号	平成9年4月1日指定	指定京都府 第2672000045号

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	・いつまでも心と身体も健康で、自分らしく暮らしていけるようにサポートいたします。 ・リラックスできる空間で、自分のペースで明るく楽しく元気にトレーニングしていただけます。 ・ひとり一人に必要な個別メニューを提案し、ご自身の力で、安心、安全に運動していただきます。

### 4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業サービスAは、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

### 5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 ※年末年始(12/31～1/3)はお休みとさせていただきます
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時30分～11時30分(2時間程度)

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
生活相談員	常勤:1人	非常勤:1人
看護職員	常勤:0人	非常勤:1人
介護職員	常勤:3人	非常勤:2人
機能訓練指導員(看護職員兼務)	常勤:0人	非常勤:1人

## 7. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者・管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者氏名	在宅福祉課長	坂田 敦子
管理責任者氏名	施設長	安見 真一

## 8. 利用料

### (1) 第1号通所事業サービスA型(緩和型)の利用料

【基本部分:通所型サービスA(緩和型)】2時間

サービス名称	基本利用料
通所型サービスA(2時間)	425円 (1回につき)

### (2) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間につき <b>200円</b> の延長料金をいただきます。
通常の事業実施区域外への送迎	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと町境との間の送迎費用として、1キロあたり <b>20円</b> をいただきます。
複写物の交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき <b>20円</b> の実費をいただきます。

### (3) キャンセル料

利用日の当日に利用者の都合により利用をキャンセルされた場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、法人の都合や災害等でサービスを利用することが困難な場合等、やむを得ない事情がある場合は除きます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日迎え出発までに申し出がある	無 料
利用予定日迎え出発までに申し出がない	<b>実 費(425円)</b>

### (4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ご利用できる金融機関: 京都農業協同組合、京都北都信用金庫

銀行振り込み	下記指定口座への振り込み： 京都農業協同組合 加悦支店 普通預金 0024514 京都北都信用金庫 野田川支店 普通預金 0997876 口座名義 社会福祉法人与謝郡福祉会 理事長 四宮功雄
--------	---

◇やむを得ない事情に限り、窓口での現金支払いも受け付けておりますのでご相談ください

## 9. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。また、契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②チェックリスト項目から外れた場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

### (1)ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防通所介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他のご利用者により身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者及び、その関係者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、迷惑行為等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

《サービス利用にあたっての禁止行為とは》

- 1.事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

2.パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
3.サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

**(3) 契約の終了に伴う援助**

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

**11. 苦情の受付について**

**(1) 当事業所における苦情の受付**

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者)	在宅福祉課長 岩滝あじさい苑ひより生活相談員 坂田 敦子
受付時間	毎週 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
苦情解決責任者	施設長 安見 真一

また、苦情受付ボックスをカウンターに設置しています。

**(2) 行政機関その他苦情受付機関**

与謝野町役場福祉課	所在地:〒629-2498 与謝郡与謝野町字加悦 433 電話番号:0772-43-9021・FAX:0772-43-0061 受付時間:9:00～17:00
京都府国民健康保険団体連合会	所在地:〒604-8845 中京区壬生東高田町 1-2 電話番号:075-326-1050・FAX075-326-1055 受付時間:9:00～17:00
京都府社会福祉サービス運営適正化委員会	所在地:〒604-0874 中京区竹屋町通烏丸東 京都府立総合社会福祉会館5階 電話番号:075-252-2152・FAX075-212-2450 受付時間:9:00～17:00
第三者委員	宇野美保子: 電話番号 0772-46-2528 廣野 安樹: 電話番号 0772-46-3045

**(3) 苦情の目的**

利用者の苦情に対して社会性や客観性の確保された方法によって早期かつ適切に対応することにより、サービス内容を改善しまた不適切な介護(虐待)を防止することを通じて、利用者の権利を擁護し利用者本位のサービスを行うことを目的とする。

**(4) 苦情の仕組み**

利用者の苦情に対する仕組みは次の4段階とする。

<p><b>第1段階:</b> サービス現場の担当者が苦情を受け付け、解決が容易な場合は直ちに対応する。苦情の内容と対応結果を通常の業務記録に記載し、解決が困難な苦情については苦情受付担当者に速やかに伝達する。</p> <p><b>第2段階:</b> 苦情受付担当者が利用者から直接に苦情を受け付け、または現場担当者から第1段階で未解決の苦情に関する伝達を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。</p> <p><b>第3段階:</b> 第三者委員が利用者から直接に苦情を受け付け、または苦情受付担当者からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。</p> <p><b>第4段階:</b> 苦情解決責任者が苦情受付担当者または第三者委員からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。解決が不可能な場合等は、施設外の苦情申し立て機関に関する情報を適切に利用者に提供する。</p>
---

## 12. 個人情報の取り扱いについて

当事業所では、利用者様およびご家族様の個人情報を、サービス提供および事業所運営に必要な範囲(サービス担当者会議等)で利用し、契約書第10条の守秘義務等に基づき適切に管理いたします。

また、正当な理由がある場合を除き、ご本人の同意なく第三者へ提供することはありません。

### <重要事項説明書付属文書>

#### 1. 法人の実施する事業所

長寿苑	特別養護老人ホーム長寿苑、軽費老人ホームケアハウス福寿荘、長寿苑短期生活介護事業所、伊根デイサービスセンター、伊根在宅介護支援センター、おきなぎの家(小規模多機能施設)
虹ヶ丘	特別養護老人ホーム虹ヶ丘、軽費老人ホームケアハウス虹ヶ丘、ショートステイ虹ヶ丘、虹ヶ丘デイサービスセンター、虹ヶ丘ヘルパーステーション、支援センターかなで、ふれあいホーム神宮寺(小規模多機能施設)
岩滝あじさい苑	特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑、ケアハウス岩滝あじさい苑、ショートステイ岩滝あじさい苑、デイサービスセンター岩滝あじさい苑
やすら苑	特別養護老人ホームやすら苑

#### 2. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
  - ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
  - ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
  - ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに必要な処置を講じます。
  - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ※ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

#### 3. サービスの利用に関する留意事項

##### (1)施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

##### (2)喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### 4. 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、当施設緊急時マニュアルの事故対応連絡関係により速やかに対処いたします。主に、利用者家族、京都府、行政、医療機関等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

#### 5. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

#### 6. 虐待防止について

(1)当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置

(2)当施設はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(3)虐待防止責任者は理事長とし、担当者は施設長

#### 7. 満足度調査実施について

当法人、施設に関しては毎年1回、利用していただいている方やご家族のご意見をアンケート通じて、ご意見をいただき、問題点等の改善に努めておりますので、ご協力をお願いしております。また改善結果等を回答もさせていただきます。

#### 8. 非常災害時について

当施設では、非常災害時に関する各種、非常災害等マニュアル(火災・地震・緊急(事故対応)・衛生・感染)を設置して防災体制を整えております。また、避難誘導・消火・緊急連絡等の訓練を年2回実施して、非常時に迅速・適切に行動できる体制を整えております。

#### 9. 身元保証人について

- |   |
|---|
| <p>①利用者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、利用者に身元保証人を定めることができない相当の理由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>②身元引受人は、本契約に基づく利用者的一切の義務について、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。</p> <p>③前項のほか、身元保証人は、次の各号の責任を負うものとします。</p> <p>身元保証人の住所、氏名に変更のあったとき、または身元引受人が死亡したとき、成年後見、補佐、補助の審判を受けたことによって変更するときは、その旨を直ちに事業者へ通知しなければならない。</p> |
|---|

#### 10. ハラスメント対策について

当法人、施設に関してはハラスメント防止対策を実施しています。

- ・セクシャルハラスメント ・パワーハラスメント ・マタニティーハラスメント ・その他ハラスメント  
相談窓口 総務課:石倉裕子 施設福祉課長:石本恭子
- ・カスタマーズハラスメント  
受付窓口 女性担当 総務課:石倉裕子 男性担当 給食係長:木上央晴

説明を行ったことを明らかにするために、この契約書兼重要事項説明書を2通作成し、利用者と事業者が、それぞれ署名の上、1通ずつ所持します。

利用契約日

令和 年 月 日

事業者

〔住 所〕: 京都府与謝郡与謝野字岩滝 98 番地 1 岩滝コミュニティセンター内

〔事業所〕: 岩滝あじさい苑 ひより

説明者

〔職 名〕: 生活相談員

〔氏 名〕:

利用者

〔住 所〕:

〔氏 名〕:

署名代行者 ※利用者記載の部分を代行する場合

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

〔住 所〕:

〔氏 名〕:

身元保証人

〔住 所〕:

〔氏 名〕: